

第 163 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 29 年 5 月 17 日（水）午前 10 時 00 分～11 時 40 分 経済調査会会議室
出席委員	入江靖、加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果												
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」6月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○軽油の説明のなかで、製油所の定期修理について触れていたが、元売各社の定期修理のタイミングや市況に与えるインパクトはどのようになっているか。</p> <p>○アスファルト混合物の生産量が統計上、過去最低水準であることについて、考えられる主な理由は何か。</p> <p>○道路のコンクリート舗装が増えているか。</p> <p>○公共工事前払金保証統計によると、東北地方の工事量は前年比で減少しているが、この傾向は今後も続くのか。</p> <p>○大規模プロジェクトなどスポット的に発生する工事が、統計数値の大幅増や大幅減につながっていると言えるか。</p> <p>○鉄屑は、売り手側ではなく購入者側が価格決定の主導権を握っているのか。</p>	<p>・前回議事概要案が承認された。</p> <p>・審査対象資材のうち、6月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><品目></th> <th style="text-align: center;">[地区]</th> <th style="text-align: center;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【下落した資材】</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>海外需要の減少により輸出向けが振るわず、多くの鉄屑が国内向けに流れる。電炉メーカーは買い入れ価格を引き下げ、市況も下落。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>国内需要の物流向けを中心に堅調、需給の緩みは見られぬが、原油相場の影響から元売会社は卸価格を小幅変動させており、若干の下落。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・元売各社が定期修理のタイミングを合わせて実施するということがない。製油所の定期修理は2週間程度であり、各々で需要の少ない時期を選んで定期修理の計画を立てて実施している。なお、定期修理の期間は供給減につながるため、市況に対して多少のインパクトはあると思われる。</p> <p>・アスファルト混合物は、国交省発注工事以外に県・市町村等の自治体発注工事向けに出荷する割合も大きい。多くの自治体において予算繰りは厳しく、限られた予算の振り向け先としての公共投資の減少と、それに伴う道路工事量の減少が主な理由と考えられる。</p> <p>・現時点で目に見えてコンクリート舗装が増えているということはないが、アスファルト舗装と比較して耐久性が高く、施工技術の研究も進んでいるため、今後は徐々に採用される例が増えてくるものと思われる。</p> <p>・現在、岩手県の沿岸部および宮城県の上巻、気仙沼などで復興工事のピークを迎えている。一方、復興工事の需要自体は最盛期を過ぎているため、全体的に減少傾向は続くものと思われる。</p> <p>・集中豪雨による災害復旧工事あるいは震災からの復興工事、もしくは新幹線延伸工事などの大規模プロジェクト工事が地域の工事需要の増加につながり、統計数値を押し上げることは確かである。</p> <p>・大口需要家の買い入れ価格が市況に与える影響は大きい。鉄屑の場合、売り手側と購入側の企業規模の差が大きいこともあり、売り手側に価格決定の主導権があるとは言えない。</p>	<品目>	[地区]	(理由)	【下落した資材】			鉄屑	全国	海外需要の減少により輸出向けが振るわず、多くの鉄屑が国内向けに流れる。電炉メーカーは買い入れ価格を引き下げ、市況も下落。	軽油	全国	国内需要の物流向けを中心に堅調、需給の緩みは見られぬが、原油相場の影響から元売会社は卸価格を小幅変動させており、若干の下落。
<品目>	[地区]	(理由)											
【下落した資材】													
鉄屑	全国	海外需要の減少により輸出向けが振るわず、多くの鉄屑が国内向けに流れる。電炉メーカーは買い入れ価格を引き下げ、市況も下落。											
軽油	全国	国内需要の物流向けを中心に堅調、需給の緩みは見られぬが、原油相場の影響から元売会社は卸価格を小幅変動させており、若干の下落。											

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果						
<p>3. 「積算資料」6月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○型わく工や鉄筋工などの職人不足が工事遅延を招いているとのことであったが、型枠用合板以外に工事遅延が価格に影響を与えている資材はあるか。</p> <p>○型枠用合板の出荷量が減っているのに、型わく工の不足で工事遅延となっているのはなぜか。</p> <p>○貸家の着工戸数が伸びているのは継続税対策との説明であったが、それは平成27年の相続税法改正の影響ということか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・審査対象資材のうち、6月号で掲載価格変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格決定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="1" data-bbox="638 336 1468 560"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 336 877 380"><品目></th> <th data-bbox="877 336 1117 380">[地区]</th> <th data-bbox="1117 336 1468 380">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 380 877 560">【下落した資材】 型枠用合板</td> <td data-bbox="877 380 1117 560">沖縄</td> <td data-bbox="1117 380 1468 560">新年度入り後、出荷量が減少傾向にあり、数量指向の強い販売店による安値販売が全体市況を押し下げ、下落。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・沖縄地方において、現在、型わく工と鉄筋工以外の職種で不足感はないものの、先行き、とび工や左官の不足が懸念されている。なお、これら職人不足による工事遅延が価格に影響を与えている資材について、現時点では、型枠用合板以外に確認できていない資材はない。</p> <p>・沖縄地方におけるRC造の需要は旺盛で、現在、型わく工はフル稼働の状態。一方、型枠用合板の木材手配は時期を見越して早めに行うため、手配済みの合板は在庫で使用されているものの、工事遅延により、続く手配が洗細り、結果、型枠用合板の出荷量が減少するという状況になっている。</p> <p>・その通り。相続税法の改正を受け、相続税額を低く抑える目的で金融資産に比べて資産評価の低い貸家を取得するという動きが強まり、貸家の着工戸数を押し上げる効果があったと考えられる。</p> <p>・平成29年6月19日(月)15時～17時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<品目>	[地区]	(理由)	【下落した資材】 型枠用合板	沖縄	新年度入り後、出荷量が減少傾向にあり、数量指向の強い販売店による安値販売が全体市況を押し下げ、下落。
<品目>	[地区]	(理由)					
【下落した資材】 型枠用合板	沖縄	新年度入り後、出荷量が減少傾向にあり、数量指向の強い販売店による安値販売が全体市況を押し下げ、下落。					

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は、公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。